

健 第 1 4 3 1 号
平成28年 2月 9日

(公社)岡山県医師会長 殿
(一社)岡山県病院協会長 殿

岡山県保健福祉部長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令及び検疫法施行規則の一部を改正する省令の施行について（施行通知）

このことについて、厚生労働省健康局長から別添のとおり通知がありましたので、ご了知の上、貴会員へ周知方よろしく申し上げます。

なお、本通知は、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ
<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>

健発0205第3号
平成28年2月5日

各

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長

 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令及び検疫法施行規則の一部を改正する省令の施行について(施行通知)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第41号。以下「改正政令」という。)及び検疫法施行規則の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第15号。以下「改正省令」という。)については、本日、別紙のとおり公布され、本年2月15日から施行されるところである。これらの概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれては、貴管内市町村(保健所を設置する市及び特別区を除く。)及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第一 改正の趣旨

平成27年5月以降、ジカウイルス感染症については、ブラジルをはじめとする中南米地域において多数の患者が報告されており、ジカウイルス感染症に妊婦が感染した場合、胎児に小頭症が発生するリスクについても指摘されている。また媒介蚊であるヒトスジシマカは国内各地に生息しており、今後国内で感染者が出る可能性もある。こういった状況を踏まえ、ジカウイルス感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図るため、所要の措置を講じる。

第二 改正政令の概要等

1 概要

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令について

ジカウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 6 条第 5 項第 11 号の規定により政令で定める四類感染症に追加する。

(2) 検疫法施行令について

ジカウイルス感染症について、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 2 条第 3 号の規定により政令で定める検疫感染症に追加する。検疫感染症への追加に伴い、ジカウイルス感染症の病原体の有無の検査に係る手数料を、一件につき 2,400 円と定める。

2 施行期日

公布の日から起算して 10 日を経過した日（平成 28 年 2 月 15 日）から施行する。

第三 改正省令の概要等

1 概要

ジカウイルス感染症の検疫感染症への追加に伴い、検疫法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 53 号）第 6 条第 2 項に定める仮検疫済証に付する期間の上限について、ジカウイルス感染症に感染したおそれのある者があるときにおいては 288 時間とする。

2 施行期日

改正政令の施行の日（平成 28 年 2 月 15 日）から施行する。

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）（抄）（第一条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（四類感染症） 第一条の二 法第六条第五項第十一号の政令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。 一 〇七（略） 八 サル痘 九 ジカウイルス感染症 十 重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。） 十一 〇三十四（略）</p>	<p>（四類感染症） 第一条の二 法第六条第五項第十一号の政令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。 一 〇七（略） 八 サル痘 九（新設） 十 重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。） 十一 〇三十三（略）</p>

改正案

現行

（政令で定める検疫感染症）

第一条 検疫法（以下「法」という。）第二条第三号の政令で定める感染症は、ジカウイルス感染症、チクングニア熱、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSCoVであるものに限る。別表第二において単に「中東呼吸器症候群」という。）、デング熱、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1又はH7N9であるものに限る。同表において「鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）」という。）及びマラリアとする。

（政令で定める検疫感染症）

第一条 検疫法（以下「法」という。）第二条第三号の政令で定める感染症は、チクングニア熱、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSCoVであるものに限る。別表第二において単に「中東呼吸器症候群」という。）、デング熱、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1又はH7N9であるものに限る。同表において「鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）」という。）及びマラリアとする。

別表第二（第二条関係）

別表第二（第二条関係）

区分		手数料の額	
人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査	(略)	(略)	(略)
症	（略）	一件につき	四、一〇〇円
エンザ等感染症	（略）	一件につき	四、一〇〇円
ジカウイルス感染症	（略）	一件につき	二、四〇〇円
チクングニア熱	（略）	一件につき	二、四〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)

区分		手数料の額	
人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査	(略)	(略)	(略)
症	（略）	一件につき	四、一〇〇円
エンザ等感染症	（略）	一件につき	四、一〇〇円
(新設)	(新設)	一件につき	二、四〇〇円
チクングニア熱	（略）	一件につき	二、四〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)